

## 公 示

四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機の設置運営管理業務に係る価格競争に関する公示

四万十森林管理署は、国有財産の使用許可を受けて有償により飲料水等自動販売機(以下「自販機」という。)の設置運営管理まで総合的に運営する者を下記のとおり公募します。

応募される方は、下記の内容及び「四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機設置運営管理事業者公募説明書」(以下「公募説明書」という。)に基づき応募してください。

### 記

#### 1 公示に付する事項

##### (1) 件 名

四万十森林管理署敷地内における自販機の設置運営管理業務

##### (2) 募集者数

自販機事業者 1社(者)

##### (3) 業務開始予定日(国有財産使用許可開始予定日)

使用許可日から令和 12 年9月 30 日

##### (4) 業務の根拠

「国有財産法」(昭和 23 年法律第 73 号)及び「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通達)(以下「蔵管第 1 号」という。)に基づく国有財産使用許可による。

なお、蔵管第 1 号の規定に基づき、国有財産の使用料予定価格の額の提案を求め、選定の基準とする。

#### 2 応募者の資格

応募者は、公募説明会に参加し、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 職員等のニーズに合った販売商品、販売価格及び利便性への対応ができ、本公募内容について履行可能であるとともに、自販機の安定的かつ継続的な運営管理業務の遂行に意欲のある者であること。

(2) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。

(3) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納している者であること。

(5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴

力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 公募説明書の配布

以下の日程と会場で公募説明会を行い、説明会時に配布する。

令和7年8月 25 日(月)14 時 00 分から

高知県四万十市中村丸の内 1707-34

四万十森林管理署3階会議室

### 4 応募手続

#### (1) 応募書類

公募説明書に記載する。

#### (2) 応募書類の提出

##### ① 提出先

下記6の問い合わせ先に同じ。

##### ② 提出方法及び提出期限

郵送又はメール

公募説明書に記載する。

#### (3) 質疑受付期間

公示日から令和7年9月5日(金)16 時 00 分まで

### 5 応募書類の無効

上記2に記載された応募者の資格のない者が提出した応募書類は無効とする。

### 6 問い合わせ先

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34

四万十森林管理署 総務グループ 管理担当

電話:0880-34-3155

メールアドレス:shikoku\_shimanto@maff.go.jp

## 7 その他

本公示書に記載無き事項は、公募説明書による。

以上、公示する。

令和7年8月8日

四万十森林管理署長 増原 俊光

### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

([https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu\\_nyusatu/job/soumu/top.html](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html))

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一貫として、押印省略などに取り組んでいます。